重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

１ 継続事業の前提に関する事項

２ 資産の評価基準及び評価方法

３ 固定資産の減価償却の方法

４ 引当金の計上基準

５ 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

６ その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

７ 重要な会計方針を変更した旨等

８ 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関す

る事項

９ 担保に供されている資産に関する事項

１０ 法第５１条第１項に規定する関係事業者に関する事項

（１）法人である関係事業者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 名　称 | 所 在 地 | 総資産額 （千円） | 事業 内容 | 関係事業 者との関 係 | 取引の 内容 | 取引金額（千円） | 科 目 | 期末残高 （千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（２） 個人である関係事業者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者と 関係 | 取引の内 容 | 取引金額 （千円） | 科目 | 期末残高 （千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

１１ 重要な偶発債務に関する事項

１２ 重要な後発事象に関する事項

１３ その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

（該当する事項がない項目については、 項目の掲記を省略することができる。）

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

**記 載 例**

１ 継続事業の前提に関する事項

会計年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合におけるその内容を記載する。

該当なし

２ 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・その他有価証券

　　　　時価のあるもの

　　　　　決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

②たな卸資産

　　　　　最終仕入原価法

３ 固定資産の減価償却の方法

　　① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10 年４月以降に取得した建物（建物付属設備を

除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8 年～39 年

構築物 2 年～55 年

医療用器械備品 3 年～ 8 年

その他の器械備品 4 年～15 年

車両運搬具 4 年～ 6 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5 年

に基づく定額法によっております。

４ 引当金の計上基準

　　① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

５ 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

６ その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

　　該当なし

会計方針の変更が貸借対照表等に影響を与えている場合にはその内容も記載すること。

７ 重要な会計方針を変更した旨等

　 従前の会計処理方法は、○○○○○によるものでしたが、医療法人会計基準（平成28年4月20日厚生労働省令第95号）に変更いたしました。

８ 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

９ 担保に供されている資産に関する事項

 該当なし

別途「様式5」に記載し添付しても可

その場合、下記には「別紙のとおり」

と記載すること。

１０ 法第５１条第１項に規定する関係事業者に関する事項

（１）法人である関係事業者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 名　称 | 所在地 | 総資産額（千円） | 事業 内容 | 関係事業者との関係 | 取引の 内容 | 取引金額（千円） | 科 目 | 期末残高 （千円） |
| 役員が代表者である法人 | 株式会社Ａ | 東京都○○区・・ | 500,000 | 医薬品卸業 | 医薬品の購入 | 医薬品の購入 | 13,800 | 買掛金 | 1,150 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社Ａからの医薬品の購入に関する取引価格は、市場実勢を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとなっております。

（２） 個人である関係事業者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者と関係 | 取引の内容 | 取引金額 （千円） | 科目 | 期末残高 （千円） |
| 役員の近親者 | △△ △△ | 当法人の理事 | 不動産の賃借 | 賃借料の支払 | 18,000 | 前払費用 | 1,500 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

月額家賃は1,500千円、当月分を前月末に振込にて支払、家賃の設定は周辺取引事例を参考に決定いたしました。

１１ 重要な偶発債務に関する事項

債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載する。

 該当なし

１２ 重要な後発事象に関する事項

当該医療法人の会計年度の末日後、当該医療法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載する。

 該当なし

１３ その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

以下のような事項について記載する。

① 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合の

影響額

② 満期保有目的の債券に重要性がある場合の内訳並びに帳簿価

額、時価及び評価損益

③ 原則法を適用した場合の、退職給付引当金の計算の前提とした

退職給付債務等の内容

④ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生

原因別内訳

⑤ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等

への影響額

 該当なし

実際の作成にあたっては、「医療法人会計基準（平成28年４月20日厚生労働省令第95号）」及び「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成28年4月20日医政発0420 第5号）」を参照ください。